最終更新日：2017年4月7日

共同ピーアール株式会社

代表取締役社長　谷　鉄也
問合せ先：専務取締役コーポレート本部本部長　西井　雅人（TEL 03-3571-5172）

証券コード：2436

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、遵法経営と株主利益の尊重を大前提に、公正で透明な企業活動を行うことが、経営の基本であるとともに、企業の継続的な発展と企業価値の増大に資するものと考えております。効率的で透明性の高い経営組織を確立し、正確で迅速な情報開示を通じてすべてのステークホルダーの理解を得ることができるような体制整備によるコーポレート・ガバナンスの充実が、重要な経営課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を、全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社新東通信	381,600	30.29
株式会社テクノグローバル研究所	200,000	15.87
SMBC日興証券株式会社	64,500	5.12
佐藤　友亮	55,800	4.43
共Pグループ従業員持株会	45,100	3.58
山本　文彦	27,500	2.18
高　長樹	27,000	2.14
上村　巍	22,400	1.78
百溪　直司	21,400	1.70
大木　佑輔	20,400	1.62

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社新東通信の当社に対する保有議決権比率が31.0%以上であり、当社のその他の関係会社に該当しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平　英毅	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平　英毅	○	―――	弁護士、中小企業診断士及び経営革新等支援機関として、コーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業再生に深い造詣を有しておられることから、社外取締役として最適であると判断し選任いたしました。 また、東京証券取引所の規則で定める事由のいずれにも該当せず、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないので、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

ア. 監査役
　監査役会は常勤の監査役1名、非常勤の社外監査役2名で構成され、各監査役は監査役会が策定した監査方針及び監査計画に従って監査を実施しております。各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し取締役会の意思決定状況や取締役の業務執行状況を監査、監視するとともに、必要に応じて子会社から営業の報告を求めております。また、監査役会は会計監査人から監査方法及び監査結果についての報告を受け、コンプライアンス・内部監査専任担当者から内部監査方法及び内部監査結果についての報告を受けております。

イ. 会計監査人
　会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。会計監査人は監査計画に基づき当社及び子会社等の監査を実施し、その結果等について意見交換を行っております。また、監査役会に対しても定期的に報告を行っております。

ウ. 内部監査部門
　コーポレート本部内にコンプライアンス・内部監査の専任担当者を選任し、会社の業務活動の適正性の確認のため、当社経営方針、内部諸規程等との整合性を点検するとともに、監査役及び会計監査人と協力、連携し、事業活動の健全性と財務報告の信頼性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
行本　憲治	公認会計士													
黒澤　基弘	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

行本　憲治	○	――	当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について特別な関係は有しておらず、また、重要な兼務先との当社との間にも人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について特別な関係は有しておりません。同氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識と見識から、当社の経営執行の適法性について客観的な監査を行っていただけるものと判断し、選任いたしました。 また、東京証券取引所の規則で定める事由のいずれにも該当せず、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないので、独立役員に指定いたしました。
黒澤　基弘	○	――	当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について特別な関係は有しておらず、また、重要な兼務先との当社との間にも人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について特別な関係は有しておりません。同氏は弁護士の資格を有しており、その豊富な経験と幅広い見識から、経営監視機能の向上及び厳しい指摘をしていただけるものと判断し、選任いたしました。 また、東京証券取引所の規則で定める事由のいずれにも該当せず、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないので、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

第1回乃至第3回新株予約権

第1回新株予約権は、当社の代表取締役に対し、有償にて新株予約権を発行するものであり、当社株価が一定の水準を下回った場合において、当該新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。これにより、当該新株予約権の付与対象者に対し株価の下落時には一定の責任を負わせることで、既存株主の皆様と株価変動リスクを共有し、株価下落を招く企業活動を抑制し、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。また、株価条件の発動水準を行使価額の50%に設定したことは、現代表取締役の就任以来、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成28年11月22日の前日までの当社の過去の株価推移の中で、経営改革を推進する代表取締役として現時点の株価の半値以上の下落には責任をとる必要があると経営判断したためです。

第2回新株予約権は、当社の取締役に対し、有償にて新株予約権を発行するものであり、あらかじめ定める業績目標を達成した場合にのみ、当該新株予約権の行使が可能となっております。これにより、当該新株予約権の付与対象者に業績目標の達成による当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。また、業績目標を「連結損益計算書において、平成29年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期における営業利益が400百万円を超過した場合」に設定したことは、当該業績目標が当社の過去の業績推移に比較して相当程度高い水準であり、その目標が達成されることは当社の企業価値、株主価値の向上に資すると判断したためです。

第3回新株予約権は、当社の従業員に対し、無償にて新株予約権を発行するものであります。これにより、当該新株予約権の付与対象者に当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。

なお、対象者は、第1回新株予約権は取締役1名、第2回新株予約権は取締役5名、第3回新株予約権は従業員45名となります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年3月に開催いたしました第51回定時株主総会で承認可決された新たな経営体制のもと、平成26年12月期及び平成25年12月期の赤字決算の経営責任を明確にし、経営改革に努めてまいりました。業況拡大及び企業価値の増大を目指し、営業活動、サービス強化を図ると共に、役員自らが大幅に役員報酬を減額するなど経費削減にも努めてまいりました。その結果、平成27年12月期決算においては、売上高3,704百万円、経常利益126百万円、当期純利益108百万円となり、3年ぶりの黒字化を果たすことができました。

このような状況のもと、当社は、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指し、より一層意欲及び士気を向上させ、さらに結束力を高めることを目的とし、第1回乃至第3回新株予約権を発行いたします。

第1回新株予約権は、当社の代表取締役に対し、有償にて新株予約権を発行するものであり、当社株価が一定の水準を下回った場合において、当該新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。これにより、当該新株予約権の付与対象者に対し株価の下落時には一定の責任を負わせることで、既存株主の皆様と株価変動リスクを共有し、株価下落を招く企業活動を抑制し、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。また、株価条件の発動水準を行使価額の50%に設定したことは、現代表取締役の就任以来、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成28年11月22日の前日までの当社の過去の株価推移の中で、経営改革を推進する代表取締役として現時点の株価の半値以上の下落には責任をとる必要があると経営判断したためです。

第2回新株予約権は、当社の取締役に対し、有償にて新株予約権を発行するものであり、あらかじめ定める業績目標を達成した場合にのみ、当該新株予約権の行使が可能となっております。これにより、当該新株予約権の付与対象者に業績目標の達成による当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。また、業績目標を「連結損益計算書において、平成29年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期における営業利益が400百万円を超過した場合」に設定したことは、当該業績目標が当社の過去の業績推移に比較して相当程度高い水準であり、その目標が達成されることは当社の企業価値、株主価値の向上に資すると判断したためです。

第3回新株予約権は、当社の従業員に対し、無償にて新株予約権を発行するものであります。これにより、当該新株予約権の付与対象者に当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。

なお、対象者は、第1回新株予約権は取締役1名、第2回新株予約権は取締役5名、第3回新株予約権は従業員45名となります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第５３期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は下記のとおりであります。

【取締役１０名に支払った報酬】　７３百万円(うち社外取締役分８百万円)
【監査役３名に支払った報酬】　１１百万円(うち社外監査役分８百万円)

上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成１４年３月２７日開催の第３８期定時株主総会において年額２００百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成１４年３月２７日開催の第３８期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。また、その決定方法については、役員各人の役位、業績及び貢献度等を総合的に勘案し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する事務的サポートは経営管理室が対応しており、基本的には、毎月開催される取締役会の事前通知を行い、必要に応じて資料作成支援、電話もしくは電子メール等による連絡、確認を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会
代表取締役社長を議長とする取締役会は、7名(取締役6名・社外取締役1名)で構成・運営されており、業務執行においては取締役及び執行役員による体制を採用しております。原則として月1回の取締役会を開催し、重要な議案が生じた場合には、適宜取締役会を開催しております。

(2) 監査役
監査役については、3名が選任されており、うち2名が社外監査役であります。毎月1回行われる監査役会にて定めた基準に基づき監査方針、監査計画を作成し、当社の業務及び財産の状況を調査、そして必要に応じて子会社に対して営業の報告を求めております。また、取締役会等重要な会議に出席して、取締役の意思決定を十分に監視できる体制となっております。
適宜、監査業務の検査報告やコンプライアンス上の問題点等について意見交換を行い、必要な場合には取締役会に勧告を行います。

(3) 監査法人
当社では、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に新日本有限責任監査法人を起用しており、監査業務の他に会計処理及び内部統制組織の適正性の確保について適宜アドバイスを受けております。監査の人員及び公認会計士の氏名は次のとおりです。

・直近事業年度の業務を執行した公認会計士の氏名
　　指定有限責任社員・業務執行社員　市川亮悟氏
　　指定有限責任社員・業務執行社員　白取一仁氏

・監査業務に係る補助者の構成
　　公認会計士　　6名
　　その他　　9名

⑷ 内部監査
コンプライアンス・内部監査担当者は、会社の業務活動の適正性の確認のため、当社経営方針、内部諸規程等との整合性を点検するとともに、監査役及び会計監査人と協力、連携し、事業活動の健全性と財務報告の信頼性の確保に努めております。

⑸ 指名
当社では、これまでの実績、取締役としての資質等を総合的に判断して取締役の意見交換を経た後、取締役会において候補者を決定しております。

⑹ 取締役の報酬決定
当社では、これまでの実績や今後の期待値について各取締役から意見を聴取したうえで、代表取締役が総合的な経営判断により株主総会にて認められた報酬総額の範囲内において決定しております。

⑺ 監査役報酬
株主総会で認められた総額の範囲内で、各監査役が相互検証のうえ決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の相互牽制機能の強化等厳格なガバナンス体制の構築を図ることを目的に、社外取締役1名を含む7名の取締役を選任しております。社外取締役を含む取締役会が、経営の意思決定を行い、業務執行の監督機関として機能することにより経営の独立性を確保するとともに、社外監査役2名が取締役会に出席し、経営への監視機能を強化しております。
当社はコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、社外監査役を2名にすることで外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものとし、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、証券会社アナリスト向けの決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.kyodo-pr.co.jp/investor/accounts.php https://www.kyodo-pr.co.jp/investor/library http://www.kyodo-pr.co.jp/investor/news 上記URLにて、決算情報及び決算情報以外の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理室にて兼務しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成21年5月に社長直轄の内部監査室（1名）を設置し、平成21年1月に取締役会で決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業倫理綱領、リスク管理規定などの内部諸規程の整備を行い、法令遵守やリスク管理のための社内体制の整備に取り組んで参りました。平成24年1月には、コンプライアンス重視の体制を強化するため、内部監査室を包含する社長直轄のコンプライアンス・情報セキュリティ室（計3名）に改編いたしました。平成28年4月には、コンプライアンス体制強化の目的を一定程度達成したと判断したため内部監査室を廃止し、コーポレート本部内にコンプライアンス・内部監査担当者を選任しております。

また、監査役は、コンプライアンス・内部監査担当者から随時内部監査の状況を聴取しており、指摘事項の有無に係らず意見交換を行い、常に密接に協力し合いながら相互の監査業務の制度向上に努めております。

今後、社内横断的なコンプライアンス体制構築のため、取締役、社内の法務部門及び業務部門に加え、外部専門家で構成するガバナンス・コンプライス委員会を設置し、これらが連動することにより、方針策定と具体的施策を同時に推進してまいります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力から接触を受けた時は直ちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処します。

反社会的勢力排除に向けた当社の取り組みとしましては、当社のコーポレート本部を対応統括部署として、関係部署と協議しその都度対応しております。また、平素から所轄警察署及び株式名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え、最新の動向を把握するよう努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■適時開示体制の概要

1. 適時開示担当部署
当社は、投資家に適時適切な会社情報の開示を行うことを最重要事項と認識し、社内規定（内部取引管理規定）に従い、下記のとおり適時開示すべき情報を取り扱います。

（1）情報管理者及び主管部門
会社情報の適時開示情報及びインサイダー情報の管理は、「情報取扱責任者」（情報開示担当者）である取締役が行う。会社各部門の情報や子会社の情報管理は、各部室長が行う。

（2）情報の重要性及び適時開示の要否の判断
情報取扱責任者の指示により、コーポレート本部及び経営管理室にて適時開示規則等に則って検討し、情報取扱責任者が判断する。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

（1）決定事実に関する情報
決議を要する各議案について、開示の必要性をコーポレート本部及び経営管理室にて検討する。必要と判断した場合は、取締役会にて決議を行い、
情報取扱責任者の指示に従い、経営管理室が開示を行う。

（2）発生事実に関する情報
発生事実又は発生事実に該当する可能性がある事実が発生した場合には、各部室長は速やかに情報取扱責任者に報告する。コーポレート本部及び経営管理室は、情報取扱責任者の指示の下開示の要否を検討し、情報取扱責任者に報告する。報告後、取締役会の決議により、直ちに経営管理室が開示を行う。開示に緊急を要する事実である場合には、取締役会に代えて、情報取扱責任者の下代表取締役の承認を得てから経営管理室が開示を行う。

（3）決算開示について
年次決算、四半期決算に関する情報はコーポレート本部にて取りまとめ、取締役会の承認を得た後、情報取扱責任の指示の下開示担当部署である経営管理室が開示を行う。